上越市立城西中学校 PTA 規約改正　新旧対応表

新	旧
第五章　機　関 　第五条　本会の目的を達成するために次の機関を設ける。 　　一、総　　会　　　二、学校委員会 　　三、常任委員会　　四、総務委員会 　　五、学年委員会	第五章　機　関 　第五条　本会の目的を達成するために次の機関を設ける。 　　一、総　　会　　　二、学校委員会 　　三、常任委員会　　四、総務委員会 　　五、学年委員会　　六、専門委員会
第六章　役　員 　第六条　本会には次の役員を置く。ただしその任期は一年とし留任を妨げない。 　　会　長　　一名 　　副会長　　若干名（但し内一名は学校長とする） 　　総務委員　若干名　　会計監査委員　三名 　　常任委員　若干名　　学校委員　若干名 　　学級委員　若干名　　学年委員　若干名 　　事務局員　若干名	第六章　役　員 　第六条　本会には次の役員を置く。ただしその任期は一年とし留任を妨げない。 　　会　長　　一名 　　副会長　　若干名（但し内一名は学校長とする） 　　総務委員　若干名　　会計監査委員　三名 　　常任委員　若干名　　学校委員　若干名 　　学級委員　若干名　　学年委員　若干名 　　専門部部員　若干名　　事務局員　若干名
第七条　前条の役員は次の方法によって選出する。 　　一、会長・副会長・総務委員・会計監査委員・学年正副委員長 　②総務委員・会計監査委員・学年正副委員長は選考委員会で人選し、総会において決定事項を承認する。	第七条　前条の役員は次の方法によって選出する。 　　一、会長・副会長・総務委員・会計監査委員・学年正副委員長・専門部正副部長 　②総務委員・会計監査委員・学年正副委員長・専門部正副部長は、選考委員会で人選し、学校委員会で決め、総会の承認を得る。

二、学校委員・各学年委員・専門部部員・総務委員をもって構成する。	二、学校委員・各学年委員・専門部部員・総務委員をもって構成する。
三、常任委員 総務委員・学年正副委員長・事務局員をもって構成する。	三、常任委員 総務委員・学年正副委員長・専門部正副部長・事務局員をもって構成する。
五、削除	五、専門部部員 各学級において選出する。
五、各委員会には、教師若干名を会長が委嘱する。	六、各委員会および専門部には、教師若干名を会長が委嘱する。
六、事務局員 会長が委嘱する。	七、事務局員 会長が委嘱する。
第七章　　会の運営 第九条　総　　会 四、総務委員・会計監査委員・学年正副委員長の承認	第七章　　会の運営 第九条　総　　会 四、総務委員・会計監査委員・学年正副委員長・専門部正副部長の承認
第十条　学校委員会 総会に次ぐ機関である。 会長がこれを招集し、次のことを行う。 一、事業計画の審議	第十条　学校委員会 総会に次ぐ機関である。 会長がこれを招集し、次のことを行う。 一、専門部事業計画の審議

第十四条　削除	第十四条　専門委員会に、次の専門部を置き、およそ次の業務の執行に当たる。 一、教養部 ①　講座・講習会の開催に関すること ②　学校の文化的行事に関すること ③　会報の発行に関すること 二、環境施設部 ①　学校の教育環境の整備拡充に関すること ②　施設設備の改善研究に関すること 三、保健厚生部 ①　学校の保健衛生活動への協力に関すること ②　生徒の体育奨励に関すること ③　教師と父母の厚生に関すること ④　会員の親睦・レクリエーションに関すること 四、校外指導部 ①　地区ＰＴＡとの連携のもとに生徒の校外生活指導に関すること ②　関係他団体・機関との連携に関すること ③　少年問題の研究に関すること